

保医発 0527 第 2 号
令和 4 年 5 月 27 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について（令和 4 年 5 月 27 日付け保発 0527 第 3 号）が通知され、明細書発行体制加算が創設された。また、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 66 号）の施行に伴い、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）の一部が改正され、一定以上の所得を有する被保険者について窓口負担割合が 2 割とされることについて、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（令和 3 年 6 月 11 日付け社援発 0611 第 8 号、保発 0611 第 5 号、年発 0611 第 1 号）及び「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の公布について（通知）」（令和 4 年 1 月 4 日付け保発 0104 第 1 号）をもって通知されたところである。これらに伴う柔道整復施術療養費支給申請書の取扱いについて、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 11 年 10 月 20 日付け保険発第 138 号厚生省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 4 年 10 月 1 日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

ただし、改正前の別紙別添の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用できることとする。

○別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領（参考例）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 記載上の留意事項</p> <p>1 保険者番号等の欄</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 「本家区分」欄について 該当する区分のうちいずれか1つを○で囲むこと。 なお、未就学者である患者（6歳に達する日以後最初の3月31日以前の患者をいう。以下同じ。）は「4」、高齢受給者又は後期高齢者医療受給対象者は「8」又は「0」を○で囲むこととし、また、公費負担医療については本人に該当するものとする。 ただし、国民健康保険の場合は、市町村国民健康保険であって被保険者（世帯主）と被保険者（その他）の給付割合が異なるもの及び国民健康保険組合については被保険者（世帯主（高齢受給者を除く。))は「2」、被保険者（その他（未就学者である患者及び高齢受給者を除く。))は「6」を○で囲むこととし、それ以外（未就学者である患者及び高齢受給者を除く。))はいずれか一方を○で囲むこと。</p> <p>2. 本人・・・本人</p> <p>4. 六歳・・・未就学者</p> <p>6. 家族・・・家族</p> <p>8. 高一・・・高齢受給者・後期高齢者医療一般、低所得者</p> <p>0. 高7・・・高齢受給者・後期高齢者医療7割給付</p> <p><u>(注) 後期高齢者医療一般のうち、1割負担の者と、2割負担の者の判別については、「給付割合」欄により行うため、特段の記載は必要ない。</u></p>	<p>別紙</p> <p>柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領（参考例）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 記載上の留意事項</p> <p>1 保険者番号等の欄</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 「本家区分」欄について 該当する区分のうちいずれか1つを○で囲むこと。 なお、未就学者である患者（6歳に達する日以後最初の3月31日以前の患者をいう。以下同じ。）は「4」、高齢受給者又は後期高齢者医療受給対象者は「8」又は「0」を○で囲むこととし、また、公費負担医療については本人に該当するものとする。 ただし、国民健康保険の場合は、市町村国民健康保険であって被保険者（世帯主）と被保険者（その他）の給付割合が異なるもの及び国民健康保険組合については被保険者（世帯主（高齢受給者を除く。))は「2」、被保険者（その他（未就学者である患者及び高齢受給者を除く。))は「6」を○で囲むこととし、それ以外（未就学者である患者及び高齢受給者を除く。))はいずれか一方を○で囲むこと。</p> <p>2. 本人・・・本人</p> <p>4. 六歳・・・未就学者</p> <p>6. 家族・・・家族</p> <p>8. 高一・・・高齢受給者・後期高齢者医療一般、低所得者</p> <p>0. 高7・・・高齢受給者・後期高齢者医療7割給付</p>

- (7) 「給付割合」欄について
国民健康保険、後期高齢者医療及び退職者医療の場合、該当する
給付割合を○で囲むこと。
(8)～(10) (略)

2 施術の内容欄

- (1)～(18) (略)
(19) 「明細書発行体制加算」欄には、金額を記載すること。
また、「摘要」欄に明細書発行体制加算の算定となる日を記載する
こと。
(20) 「整復料・固定料・施療料」欄、「逡減開始月日」欄、「後療料」
欄、「冷罨法料」欄、「温罨法料」欄、「電療料」欄、左側の「計」
欄、中央の「計」欄、「長期」欄及び右側の「計」欄について
(略)
(21) 「摘要」欄について
(略)
(22) 「一部負担金」欄について
(略)
(23) その他
(略)

3～6 (略)

- (7) 「給付割合」欄について
国民健康保険及び退職者医療の場合、該当する給付割合を○で囲
むこと。
(8)～(10) (略)

2 施術の内容欄

- (1)～(18) (略)
(新設)
(19) 「整復料・固定料・施療料」欄、「逡減開始月日」欄、「後療料」
欄、「冷罨法料」欄、「温罨法料」欄、「電療料」欄、左側の「計」
欄、中央の「計」欄、「長期」欄及び右側の「計」欄について
(略)
(20) 「摘要」欄について
(略)
(21) 「一部負担金」欄について
(略)
(22) その他
(略)

3～6 (略)

